

# 第 1 3 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 14 年 1 0 月 2 9 日  
午後 2 : 3 0 ~ 4 : 2 5  
議 会 棟 第 1 委 員 会 室

出席委員	荒井雅彦委員，永井護委員，増淵昭一委員，吉田栄一委員， 遠藤和信委員，阿久津善一委員，大貫隆久委員，工藤正志委員， 小池健彦委員，橋本俊一委員 ( 1 0 名 )
欠席委員	長田光世委員，塩田潔委員，伊達悦子委員，山田義雄委員， 大久保芳雄委員 ( 5 名 )
出席幹事	木村保弘幹事，浅野一樹幹事，高橋悟幹事，五月女賢幹事， 野澤省一幹事， 鈴木一郎臨時幹事，横塚孝夫臨時幹事 ( 7 名 )
事務局	寺内栄書記，矢島式雄書記，田辺義博書記， 青山由典書記 ( 4 名 )

(開会)  
事務局

委員の皆様、本日は臨時の開催として、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

予定時間になりましたので、「第13回宇都宮市都市計画審議会」を開催させていただきます。

(資料確認)

開会に先立ちまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

先日、送付いたしました、

- ・第13回宇都宮市都市計画審議会次第
- ・議案第4号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」です。

また、本日配布資料としまして

- ・説明資料4
- ・手続きフロー
- ・申請地周辺土地利用状況写真
- ・同型処理施設状況写真です。

以上不足しているものがありましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、永井会長より御挨拶をいただきたいと思えます。永井会長よろしく願います。

(会長挨拶)

永井会長

本日の審議会は、10月2日開催の第12回審議会において継続審議といたしました、議案第4号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」についての議論をお願いするものです。忌憚のないご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思えますので、ご協力をよろしく願います。

(臨時幹事紹介)

事務局

ありがとうございます。

続きまして、今回の審議にあたり臨時幹事が出席しておりますので、紹介いたします。

鈴木廃棄物対策課長です。

横塚建築指導課長です。

(定足数報告)

ここで、議事に入ります前に、事務局より本会の成立についてご報告いたし

ます。

本日の会議ですが、現在出席委員は10名です。これは、当審議会条例第6条にあります『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。なお、本日は所用のため長田委員、塩田委員、大久保委員、伊達委員、山田委員から欠席するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、次第に基づきまして、「3. 議事」に入らせていただきます。

永井会長、よろしく願いいたします。

(議事録署名  
委員)

永井会長

(議事)

永井会長

それでは、議事に入りますが、まず本日の会議の議事録署名委員として、増淵委員と遠藤委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議題といたしまして、議案は1件です。

10月2日の第12回宇都宮市都市計画審議会においてご審議いただき、継続審議となりました議案第4号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」です。

審議に入る前に、事務局より説明をいただき、その後、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。事務局より説明をお願いします。

(内容説明)

野澤幹事

去る10月2日の第12回都市計画審議会における審議の中で、委員の皆様からの質疑におきまして、関係法令の許可手続きと審査内容や地域住民への対応、また施設の詳細等に関しまして、説明が十分でなかった部分の説明、また同型処理施設について現地調査を行なってまいりましたので、それらを説明いたします。最初に、お諮りする施設の概要について説明します。

議案第4号のページをお開きください。「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」名称、「産業廃棄物処理施設」位置、「宇都宮市下砥上町字下ノ内46番1, 61番1」面積は1,344.66㎡、備考としまして、コンクリート及びアスファルト・コンクリートの再資源化施設です。2ページには、総括図として、施設の位置が表示されています。3ページは計画図として、区域を示しております。4ページは参考図として、施設計画図がありますが、これについては、後ほど説明いたします。A3横長の説明資料をご覧ください。付議の理由につきましては、民間事業者が産業廃棄物処理施設を設置するにあたり、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を申請するため、申請の敷地が都市計画上支障がないかについ

て、都市計画審議会へ付議するものです。2.の申請の事業概要ですが、申請人は宇都宮市御幸ヶ原町46番地15、エレクション・マシーン有限会社 代表取締役 手塚毅です。場所、面積等については、先ほど読み上げましたので省略しまして、処理能力として、1時間当り30t、1日当り240t、操業時間は、午前8時から午後5時、昼休み1時間となっております。手続きフローについてですが、当施設の概要がわかる別紙資料により説明させていただきます。A4縦、3つのフローがありますが、議案第4号産業廃棄物処理施設の許可に係る関係法令の手続きフローをご覧ください。本案についての施設配置、操業にあたりましては、表の左側に記載してあります産業廃棄物処理施設の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、施設設置許可が必要になります。また真中の列は、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要になります。更に、右側には都市計画法に基づく開発許可が必要となります。手続きの流れですが、左側の施設設置許可の事前協議から始まりまして、「各担当課への意見紹介」等の調整を経て、「処理施設設置許可申請の受理」、「建築基準法第51条ただし書き許可申請受理」、「開発許可申請の受理」の順に進んでまいります。それぞれの許可の主な審査項目について、施設の設置許可では、「施設の保管能力が十分であるか」、「廃棄物の飛散、流出を防止できる構造であるか」、また「騒音振動など周辺の生活環境の影響はどうか」、「維持管理が適正か」などが審査されます。建築基準法第51条ただし書きの許可におきましては、「敷地の位置が都市計画上、支障ないか」、「建築物等の技術基準に適合しているか」などです。また、開発許可におきましては、「造成計画や雨水排水処理が技術基準に適合しているか」となっております。この施設設置許可、建築基準法第51条ただし書きの許可、開発許可につきましては、同時許可を予定しております。これらすべての許可が整いますと建築確認を経て、施設設置に着工します。工事が終了いたしますとそれぞれの検査がありまして、処理業の許可を受けますと操業が可能となります。このような各許可の関係と審査項目の分担があり、本審議会において建築基準法第51条ただし書きの許可に関し、位置の審議をお願いするものです。

次に申請地周辺の土地利用状況等について説明いたします。A4縦の航空写真がお手元に配布されていると思いますが、申請地及び周辺の状況です。縦に赤い線が引いてありまして、右側、東になります。市街化区域、左側、西側は調整区域です。申請地は市街化調整区域にあり、東側の市街化区域から約300m離れています。申請地周辺につきましては、農用地区域の指定があり、現在都市的土地利用が制限されておりまして、黄色くなっている部分は、田や農

地が広がっている状況です。申請地と市街化区域境の間には、準用河川、黄色の文字で表示されていますが、鶴田川があり、また申請地の北東側については、樹林地になっています。当申請地につきましては、西側に整備済みの都市計画道路、外環状線、幅員25mがあり、また北東側は宇都宮市道804号線、幅員9mに接しています。

横塚臨時幹事

それでは、施設計画について説明いたします。お手元の議案第4号の4ページをご覧ください。黒い線で囲まれているところが今回の申請地です。敷地中央に再生処理施設、ロールクラッシャーの設置計画が提出されております。それから敷地外周部に幅2mの緩衝帯を設けまして、植栽を計画しており、図示されていませんが、緩衝帯の内側に高さ4m程のカラー鋼板の防音壁を敷地の周囲に設置するようになっております。場内のストックヤードですが、西南側にコンクリート板の衝立があります。これは従来高さ2.5mでしたが、更に嵩上げしまして3.5mのものを考えており、南側につきましては、雨水浸透槽の付近までこの壁を延長する計画になっています。今回、高さ4mのカラー鋼板の防音壁設置、ストックヤードのコンクリート板の嵩上げ等を事業者にご指導したところです。以上で施設計画の説明を終了したいと思います。

鈴木臨時幹事

茨城県水海道市の破碎施設視察結果を報告いたします。お手元の資料の写真をご覧ください。一番上の写真で、緑色の部分がこの度の申請案件と同じ破碎機です。実物を目の当たりにしまして、思ったより小さいと感じました。中段左側の写真は、コンクリートなどを破碎した状況です。右側は、破碎機を上から見たものでありまして、茶色の糸くずのように見えるものは、破碎前のコンクリートの中に含まれていた針金です。下の2つの写真は、離れた位置から破碎機を撮影したものです。場内では、重機や発電機が音を立てておりまして、これらの音の方が破碎機よりも大きく感じられました。なお、破碎機のメーカーの説明によれば、「この破碎機は比較的音が小さいことが特徴である」ということです。作業中のため、重機や破碎機等を個別に騒音測定することは出来ませんでした。場内の騒音は71dBで環境基準の65dBは超えておりました。音は気になりますが、普通に怒鳴らないで会話ができる状況でして、破碎機から12～3m離れた防音壁の外で騒音を測定したところ、61dBでした。振動につきましては測定しませんでした。破碎機自体からの振動は感じられませんでした。また、場内では重機が移動する際、振動を感じましたが、防音壁の外では、ほとんど振動を感じませんでした。視察をしまして、特に騒音対

策を十分にしなければならぬと感じたところです。なお、先ほど建築指導課長の説明の通り、業者には防音対策について指導をしたところです。

次に施設の許可にあたっての住民対応の事業者指導についてであります。事業者が住民に不安を与えることなく地域に根ざして事業を継続していくことを考えますと事業者は周辺地域の生活環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずると共に地域住民の理解を得られるよう努めなければならないと考えております。このような観点から審議会の後、去る10月8日に改めて事業者に対し、指導をいたしました。この施設は、アスファルトやコンクリートを再生骨材にする施設でありまして、廃棄物の焼却、あるいは埋め立てるような施設ではなく、搬入される廃棄物のほとんど全てをリサイクルするという生産的な施設でありますことから、住民の同意を得ることまでは求めませんでした。次のように指導いたしました。1つには、「搬入された建設廃棄物の処理については、飛散、流出させない、騒音対策は十分に行なうなど環境対策に配慮すること」また「関係車両の運行については、通学する児童に注意を払うなど安全運転を心がけること」また「地域住民からの苦情に対しては、真摯に受け止め、直ちに指摘事項を調査し、解決策を講じるなどの対応をすること」「その他住民からの問い合わせや疑問に対しては、誠意をもって説明すること」また「事業開始後、場内を見学したいという住民がいた場合には、案内、説明をすること」以上のように事業を行なう場合、住民の理解が得られるよう努めることを指導しました。これに対しまして、事業者は以前にも近隣の世帯には周知しておりますが、更に近日中に300m以内の住民に対し、先ほど言ったことを内容とする文章を発信し、更に100m以内の世帯には面会するなどして、住民の理解が得られるよう周知に努めるということになりました。以上の通り事業者が誠意をもって事業を営み住民の理解が得られる事を期待しております。また、行政としましても、事業開始となった場合には、厳しく監視指導にあたっていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

永井会長

これで事務局からの説明が一通り出てきました。まずご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

大貫委員

私の質問等々から今日また、臨時で審議会を開くことになってしまい大変ご迷惑をおかけし、一言お詫びしておきます。ここでの開発が50年後、100年後の宇都宮市の都市がいかにあるべきかということ考えた場合に一抹の不安が残ったことが大きな原因です。そこでまずお聞きします。この騒音等につ

いてお聞きしましたが、住民に対して事前に説明をする等、なぜこんなにきめ細かく、事前にこういう配慮までしなければいけない施設なのかということ、事前に業者を呼んで説明をするということは、それだけ環境に相当な影響、特に騒音等を与えるという問題が既に認識されているから、事前にやるわけでしょう。それと今回環境の方で視察に行ったようですが、その時に環境測定や騒音測定の機械は持って行かなかったのですか。施設の外で50m、100m離れたら、こうでしたということをやったのですか。

永井会長 最初の質問は、どう答えたらよろしいでしょうか。許可という手続きでやらないといけない種類だということですね。2つ目はわかりまして、なぜ測定しなかったのかということです。先ほど測ったという事を聞いたのですが、もう一度お願いします。

鈴木臨時幹事 振動の方は測定しませんでした。騒音の方は測定器を持って行きまして測定してきました。場内が71dBでして、それは重機や発電機等が音を立てていたのも含めた測定値です。

永井会長 それで、壁の外側は61dBぎりぎりだったのですね。

鈴木臨時幹事 はい、そうです。

大貫委員 まず一つわからないものがあるのですが、前回の資料の2ページですが、市街化調整区域の開発許可の立地基準、法第34条にあります、「各号のいずれに該当しない場合は許可してはならない」というものがありまして、それを読んでいきますと、この10号の口、「周辺の市街化を促進する恐れが無く」という条件が入っていますが、これが非常に引っかかったところです。それと同じようなものが3ページの法第34条8号4の中で、「市街化を促進する恐れが無い」とあり、要するに同じ許可するにしても、将来この地域が市街化、もちろん人口サイドの問題も出てきますが、そのようなところで、騒音、振動等の施設というものをこの環境の中に、許可をするということが将来のまちづくりのために正しいのかどうか。実はそういうところから前回、質問をしたわけです。その辺のところをまずお答えいただきたいということと、もう一つは、法律に適合しているから、許可するのですか。もしそれが本当の言い分であったならば、都市計画審議会という意味は何なのだろうか。今後の宇都宮市は、ど

うあるべきかということをお答えいただきたい。加えて将来の方針に沿って判断をしていくと、たとえ今、法律的にこれは許可しなければいけないが、将来の宇都宮市を考えていった場合、果たしてこれを許可することが正しいのか。そこまで一步踏み込んでいかないといけないのではないのか。要するに法以前の問題で、そこまで踏み込んでいかなければ、都市計画審議会は本物ではないと思います。その辺のところは私自身、非常に引っかかっているところです。土地の有効利用これは保全あるいは土地が活着しているのかどうか色々出て来ますが、その場合にあえて、迷惑施設を造るのに有効な土地なのか、適地なのか。そういうところの判断は、どのようにされていくのか。ただ法律的に規則的に条例違反ではありませんので、許可しますというのであれば、審議会にかけなくても皆さんが事務的にさっさとやれるわけですよ。それを審議会にかけてくるということは、将来の宇都宮市のまちづくりを色々考えた上でのことだと思います。ですから法律でどうこういう前に、この宇都宮環状線の内側は、宇都宮としてはどういう将来方針でいるのか。一つ許可したら、次から次へ同じようなものを許可せざるをえなくなります。そういうことから、今後の宇都宮市における一つの大事な許可になってくると思います。資源の有効利用、リサイクル、これからいくとすばらしい施設だと思しますので、こういう施設が出来ることには反対ではありません。しかし、あそこの土地に造ることが本当にいいのか。この宇都宮市の東西南北の環状線に囲まれた中をいかに開発していくか、ここで考えなかったら意味が無いです。そういう中であって、外環状線をさつきロードから左折するとすぐそこに青い壁がある。3 mか4 mの防音壁を造るということですよ。街の景観の問題も出てくる。だから、果たしてあそこの土地の有効利用という面から考えた場合に、私は？マークになります。それからもう一つは、そういう法律か法律以前にどういう風に外環状線の内側を開発していくのか。「こういう方針を持っています」あるいは「検討しています」そういう中であって、これはやむを得ない施設ですと説明されれば、納得がいきます。その辺をまずお答えください。

永井会長

今の整理をいたしますと、一つは3 4条で市街化の促進にならないと書いてあるが、それとの関係はどうなっているのか。2つ目は、難しいですが、都市計画審議会の位置付けはどうなっているのか。3つ目は、市街化区域に対して、都市計画課、宇都宮市行政はどう考えているのか。大きな話ですが、3つ質問がありましたので、お願いします。



野澤幹事

開発許可基準、今大貫委員が言われた都市計画法34条の中で、許可できるものが列挙されておりますが、その中に無いものについては、10号の口で、開発審査会に意見を聞いてやむを得ないと認められるものについてのみ許可をしていくという形になっております。2番目と3番目は、ある程度重複してしまうかもしれませんが、現在外環状線の内側に対しての土地利用方針といいですか、どのように考えているのかということにつきましては、宇都宮市の土地利用のランドデザインとして、現在都市計画マスタープランがあります。その中の将来都市構造として、大枠で拠点・軸・ゾーンというような考え方で示しておりますが、現在、具体的な地区別の細かいものについては、整備されておられません。その地区別のものについては都市マスタープランの次の段階ということで、今後、庁内また市民にも意見を求めながら整備していく必要があるかと思っております。ただ現在のマスタープランの中で、概ね外環状線の区域内において市街地の形成を図ると共に、この区域を越える市街地の外縁的拡大を抑えていくという考え方が示されておりますので、その考え方で進めていきたいと考えております。またこのような処理施設の都市施設につきましては、都市計画マスタープランの中におきましても、「その他の都市施設の整備方針」ということで記載されておまして、「周辺環境に著しく影響を与える施設については、周辺の環境との調和に十分配慮してその整備を行なう」ということからすれば、今後このような住環境に影響を与える施設については、市街地から出来るだけ外側に配置していくということを基本に考えていく必要があるかと思っております。本案件の処理施設につきましては、以上のことから外環状線の内側に接しているという点で、決して好ましいものであるとは言えないかと思っておりますが、民間の施設であり、リサイクル処理施設ということで、施設規模また周辺の住環境に配慮した計画ということから現申請地に立地することもやむを得ないかと考えております。しかしながら、先ほど言いましたように今後このような住環境に影響を与える施設につきましては、出来るだけ外側に配置していくことを基本と考えていきたいと思っております。

大貫委員

私が冒頭最初に言った「施設を造るためにいろいろな条件を付ける必要がなぜあるか」というのは、建築指導課長から話をいただきましたが、今言った答えですね。著しくとは言わなくても、住環境に影響を与える、もしくは配慮する必要があるから細かく指導しているのだと思います。そこでお聞きしますが、今都市計画マスタープランの話が出ましたが、マスタープランの中には、環境基本計画というのがあります。これは環境の方で、まだ素案の段階で決定

はしていないと思いますが、あの中では周辺住民に対する騒音や振動を排除するという基本的な考え方になっていますが、それとの整合性は大丈夫ですか。

高橋幹事

環境基本計画との関係ということですが、環境基本計画では今ある環境の基準を守りなさいということですので、こと個別に決めているわけではありません。今回のこの施設の場合は破砕機で、栃木県の条例による特定施設に該当いたします。従いまして、市街化調整区域に立地する場合には、昼間の規制基準が65dBという規制がかかっておりまして、基本的にそれを守ってくださという形となり、結果として守れない場合には、守れるように手を加えていただくこととなります。一方、今回出ています事業計画の中で、予測というものをしていますが、原音の予測を73.7dBとしておりまして、それが敷地境界までの距離の中で、距離の減衰、つまり、音の場合は距離が離れば音が小さくなるので減衰をするのですが、減衰した場合に敷地境界で規制基準をクリアできるという予測をしているものが提出されています。計画の本文との関係はどうかというご質問かと思いますが、計画本文の中では今ある法律内、条例内のものをクリアしなさいと言っているのであって、それを超えるものについて何らかの基準を設けているという状況では、現段階ではありません。

大貫委員

まず環境基本計画はしっかり作っていただいて、しっかり守ってもらう。住んでよかった宇都宮と都市環境を活かすのだという大きな基本の方針ですから、これを是非やってもらって、早急にその辺のところを詰めていただきたいと要望しておきます。先ほどの課長の話ですと、今度は許可するかどうか改めて、まちづくりを考えた上で許可を考えていきたいという説明がありましたよね。非常に大切な話だと思いますけれども、本当に大丈夫なのですか。市の方針を持っているのかお聞きしたい。

木村幹事

土地利用と都市施設のあり方で一つの主要施設になると思いますが、基本的には土地利用計画の最上位の計画は都市マスタープランになるわけです。ここでは土地利用のあり方、また市域全域のゾーニング、いわゆる土地利用のマスタープランというものになりますが、その中で個別法によってどこまで杭を押し込んでいるのかというすり合せについては、土地利用と個別法との兼ね合いの中で、審議会という場を経ながら、方向づけがされていくわけです。これからのまちづくりについては、色々な規制緩和の問題や都市のコンパクトシティの問題等、大きくこの都市づくりの動きが出ておりますので、今定めたマスター

プランのこの部分の運用についても、例えばこれが市街化区域に出てくる場合では、やはり工業専用地域に誘導するというのが適正な対応だと思いますので、今後については望ましい方向の動きに合わせるような取り組みというものが必要になってくるのではないかと思います。

大貫委員

外環状線の内側をどのようにしていくかという方針、将来の特別な開発計画というものを東西南北作る必要があるのではないですか。そうすればこのような問題はでてこないでしょう。少なくとも庁議や何かをやってみて、その上で冒頭に言ったように法以前の問題として、法律で縛られるのではなくて、その辺のところの方針、あるいは指導方針というものを要望しないと、また指導方針というものをしっかりと作って場所を決めておくということをしなかったら、昔の言葉で言えば、乱開発になってしまう。だから私が聞いているのは、将来のことであって、今の法律や何かではなくて、法律以前の問題としてそれを考えていく、それが都市計画ではないか。そこまで一歩踏み込んで考えていただかないと、将来の宇都宮市の計画というものが真っ暗闇だなと思います。出たところ勝負では、これから益々問題が起きてくるのではないかと思います。

工藤委員

大貫委員の意見に私は大賛成なのですが、今のことに答弁するというのは、とても答弁できるレベルの話ではないので、そのことは当審議会としてこういう形で行政のあり方を持っていくべきだということを言うべきだと思います。もう一つは、この話は賛成ですが、議会がありますので議会の場で執行部の姿勢を正すということにしないと、話が先に進まないような感じがします。

大貫委員

今工藤委員が言ったことは誠にその通りだと思います。私が思ったのは、そういう考え方の基に庁議でもってやったらどうですかという提案をしています。当然外環状線の内側の開発がどうあるべきかというのを各議会の方でも、色々な所で真剣に議論しなければならない。将来のまちづくりを考えた場合に規則の何条に違反していませんから許可しますという、将来のまちづくりでかまいませんよというのでは困るでしょう。だから私が言っているようにこれは法以前の指導方針なり、要綱などの軸足を持っていないと、いけないと思うのです。

木村幹事

確かに都市マスタープランは、非常に大括りな土地利用ということになっております。今委員から言われましたように更に宇都宮の中の地域、中心部、周

辺部では大きく土地利用という実態が違いますので、それぞれの地域にとってどのような生活産業活動の拠点開発、また地域にとってどうあるべきか、更に踏み込んだ地域のものを庁内横断的に議論しながら、今後そのような取り組みに努めてまいりたいと思います。

永井会長

今の話は大きく2つあって、今の我々の動ける範疇として議論するとなると、先ほどの事務局からの話では今あるルールの中でどこまでやれるか、兼ね合いでやっていかなければならないということで、我々がここで最低限チェックしなければいけないのは、臨時幹事に来ていただいておりますが、執行部の中で連携して全体のチェックを行政レベルで出来ているのかということを見届けることではないでしょうか。それからもう一つの大貫委員が言われた都市計画審議会がどこに位置づいているのかとか、マスタープランを議論した時にあれでよかったのかという反省もある。それを含めて宇都宮都市計画のやり方自体と都市計画審議会の話とを、今の環境では、色々な意味で都市計画法が変わってきて動いていますが、環境という部分に対してはあまり動きがないですね。大貫委員が言われた指摘は、いくつか問題があり、色々な所で都市の環境問題が起こっておりまして、その仕組みについて議論しなければならない。臨時幹事の話は何うと3課の課長に更に話し合いをしていただいて基準の問題、住民対応の問題、更に今後進めていくチェック体制について、3課で確認していただきました。これは前回大貫委員が言っていたものですから、行政の方も事務レベルで先に対応していける方向になったのではないかと思います。もう少し具体的にこの件について心配がありますか。

遠藤委員

確認なのですが、先ほどから論議されているように市街化調整区域のあり方という観点からすると、開発抑制と環境保全、それと地域による活性化と計画的な都市構造の強化と大きい2項目がありますが、それからすると今回の申請は該当しないのではないかと私は単純に思っています。先ほどですね、法的に全て要件が満足した場合に、例えばそれが却下された場合に法的な論争の中に入っていくのかという点についてだけお聞かせいただきたい。例えば今回ある理由で当審議会において宇都宮市の市街化調整区域における事業のあり方としては適さない、ですから今回の申請は無理ではないかといった場合に申請者からの法的な何か求め、おかしいのではないかと法的に満足されているのになぜ受理されないのかということの問題は発生するのですか、しないのですか。

野澤幹事 不許可にした場合には、恐らく今委員が言ったように事業者の方が適正だろうと、関係他法令に違法性がないであろうとなれば、行政不服が拳がってくるということが考えられます。

遠藤委員 その場合に、宇都宮市の市街化調整区域のあり方という基本的な考え方が明確になっていて、それに合致しないので、審議会の方で不適と判断しましたということでは通らないのでしょうか。

野澤幹事 この辺をどのように答えるかというのは、私見的な形になるかと思いますが、宇都宮の都市マスタープランに合致していないから不許可にしたと申し伝える。当然不許可にすれば、不許可の理由を申し伝えることにはなりますが、その結果、事業者が訴えれば、やはり司法の場で是か非か争われることにはなります。

遠藤委員 そうしますと、手続きフローのところを書いてありますが、審議会が行なわれまして付議ですよね。県の方の審議会もあって付議と、要するに法的に満足していれば、その中で業者の方にやっていただける対策を検討した中で色々な条件を出してということが前提になっているのですよね。前提にというのは、法的に認められたものは必然的に通ります。その中で条件を付加していくような構造の流れしかないのでしょうか。今まで過去こういう審議会の中で、却下されて何かやられた事例はありますか。

野澤幹事 私の記憶では、宇都宮市においては、審議会にかけて同意されなかった形で不許可になったということは、51条でもないと思います。

荒井委員 要するにこの審議会としては、建築基準法51条でこの施設の敷地の位置が都市計画上支障があるのかないのかという判断基準がどういうものなのかがわかっていないとなかなか簡単には結論がでないと思います。法的な不服や行政訴訟を起こされた時にどうなるかというのをこの場で見通すのは難しいですけども、やはり最終的に争われる場面を考えると「都市計画上支障がないとは言えない」ということが裁判上きちんと言えないと裁判自体に負ける可能性が強い話になってきてしまうのではないかという気はします。ですから、都市マスか何かでこの位置に産廃施設を造るという事が、都市マス等に合致しないというようなものを具体的な内容で盛り込んであるかということ、抽象的でそこまでは言えないだろうと思います。大貫委員が言っていることは、大切な考え方

と思いますけれども、行政の安定性や法的な公平性等、この場合駄目にしたいという場合に訴訟になってきて、その訴訟の負担であるとか、場合によっては損害賠償ということも税金の問題になってきてしまう。最終的にはどっちをとるかということだと思います。もし、この申請を不許可にすると言う場合は、不許可に出来るだけの都市計画上支障がないとは言えない、支障があると言えるだけの位置関係を立証していかなければいけないでしょう。

永井会長

逆の場合もありまして、許可して一番困るのは実態として被害があった時に住民の方々から出てくる場合があります。その時に我々も市も含めてですが、どのような立場をとるのか。私が一番気にしているのは、行政の方が周辺住民の方に何らかのコンタクトをとって、大丈夫ですねという情報を集めてもらいたいことです。今聞いていると、業者任せで業者とは付き合っているが、住民の方からの情報は得ていないということに一抹の不安を持っています。本来でしたら、住民サービスですので、情報を集めておくというのが、住民と行政との関係の中で本来あるべきスタイルではないかと、それがなくて結局住民の範疇であると言うのであれば、まちづくりとは別で、これについては許可したらいいと思います。まちづくりはどうあるべきかという議論とこれの中ではまた別の議論になりますが、一つの処理の仕方としては、周辺住民の方からは将来文句は出ないであろうという見通しを何らかの形で持つておくべきことが行政の親切ではないのかと、住民サービスではないかという気がします。

工藤委員

先ほど大貫委員が市街化区域、調整区域という視点から話されていましたが、私はそれに加えて宮環の両側、何十m、何百m以内について、こういう施設は良い悪いという議論はこれまでどの位されてきているのか。将来の開発等を含めて考えると良好な環境を守っていないと宇都宮市の街が他の都市から来た人達から見ると色々な施設が混在して、環境的に美しい街だという印象を与えなくなっていく気がします。執行部の方でも、きちっと行政サイドで議論を尽くして、何らかの処置を講ずるようになって欲しいし、そうしないとこの次に同種の施設が申請になった時に、拒否できる理由がありません。今はこの手の世界については個別の会社が自分のところでやろうと言う話ですから、この種の施設が増えてくると思います。市内の土建業者でA・Bクラスまでの会社でこういう施設が増えると言うことを受け止めて、市の良好な環境を保つていくためにも今言ったことを担保できるような形の議論と方針を明確にしておく必要があるのではないかと思います。

木村幹事 市街化調整区域の今後のあり方と言うことで、現況調査をして課題を抽出しまして、これについてどうあるべきかと、平成14年度方向付けをするという取り組みをしていますので、今言われた委員の言葉を含めながら、あり方について検討していければと考えています。

永井会長 今の質問は将来のまちづくりのシステムですよね。それは後でまた議論させていただくことにして、個別審議として疑問だけは無くしておきたいのです。

阿久津委員 入り口の部分になるかと思うのですが、ここは白地なのか青地なのかというのをまず1点聞きたいのと、この環状線から内に入った2m位の道路を何mにどこまで拡幅するのか。そして、450坪位で間に合うのかどうか。これは会社が大きくなるとこれからの産業ですから、膨らんでいくと思います。そういうことも考えていかなければいけないのではないかと。反対どうこうではなくて、この中には鶴田川というすばらしい川が、自然があります。この川を将来、無駄にしないで、外環状線の内側と川を有効利用して本当のまちづくりが出来そうな気がします。先ほど大貫委員が言われたように景観の問題を考えていかなければと思うし、もっと良い場所、拡張しても差し支えない場所があるのではないかとということもお聞きしたい。

野澤幹事 1番目の質問ですが、この土地が白地かどうかということですが、ここは農業振興区域には入っておりますが、農用地指定はなく白地です。それと2番目の道路幅員は、環状線から、右側に白い建物がありますが、これが三洋製作所まで繋がる道路になっておりますけれども、この道路の幅員は9mになっております。宮環から鶴田川を越えてこの三洋製作所までの敷地入り口までです。

横塚臨時幹事 先ほど委員の方からご質問ありました3つ目ですが、外周に高さ4mの防音壁を設置しますと説明いたしましたが、あれは景観に配慮しましてブルー系のカラー鋼板で敷地の東側にある森林に合わせた色で計画をしております。

廃棄物対策課 敷地についてですが、面積的には決して広いとは言えませんが、通常作業するに至っては、それ相応の面積はあると思います。

横塚臨時幹事 現在の規模より拡大して大きくする場合には、同様に審議会に付議し、許可

事

対象となります。

阿久津委員

もう1点、申請地から300mの円形が書いてありますね。この300mは隣接を配慮したことを、それをわかりやすくするためだと思うのですが、視察に行ったときの状況は、周辺がどのようになっているのですか。

鈴木臨時幹事

周辺には特に人家とかは少ない地域でありまして、苦情等はありませんかと言いましたところ、「特に苦情と言うものはありませんでした」と言うような状況で、周囲は農地が多いところでありました。

永井会長

全く人家がないというわけでは、ないのですか。

鈴木臨時幹事

人家はありますけれども、どの位離れていたかはわかりませんが、至近距離には人家はなかったと思います。

永井会長

要はですね、最低限問題になるのは騒音ですね。騒音というのは、色々な周波数というのがあって、そこに住んでいる人の感度によりますので、何dB下がっているのが文句が出ないという保証はなく、そここのところの対策を地元の方とよくチェックしてやっていただくということが、問題を出さないようにするための一番のポイントだと思います。現実的な問題としまして、そここのところは大丈夫なのかということに尽きるのではないですか。

鈴木臨時幹事

先ほど大貫委員の方から、後になって騒音が考えていたより大きい音であったとか、基準を超えているという場合に改善はできないのではないかというご懸念の話がありましたが、それに対して私どもは、改善命令という廃棄物処理法に基づく法的手段を講じていきまして、それでも従わない場合は、許可の取り消しという行政処分も可能でありますので、指導の方は厳しくしていきたいと考えています。

永井会長

ただその時の61dBというのが議論になります。例えば、それは受忍する方によって違うと思いますが、そこは行政でうまくコントロールできますか。

鈴木臨時幹事

見てきたところがそういう状況だったわけですが、今後の施設につきましては、防音の鋼板を回しまして、さらにその内側に3.5mのコンクリートの防音壁



を設置します。

永井会長 設置するのはわかりますが、後からまずいではないかという議論があったときに行政はどのような立場が取れるのですか。

鈴木臨時幹事 それにつきましては、騒音の測定をしまして、指導をしていくわけですが、事業者も認識をもって地元理解されるような事業の営み方、地元住民の立場に立って仕事をしていくということになってもらいたいと考えております。行政は行政で厳しく対処していきますけれども、事業者も次のような姿勢で臨んでいくということを言っております。一つには「搬入した建設リサイクル材の処理については飛散流出させないよう配慮します」それから、「騒音振動対策を行い環境対策に留意します」「関係車両の通行に関しましては、通学児童に注意を払い安全に配慮します」「苦情等につきましては、真摯に受け止め対応策を講じる考えであります」それから、「場内を見学したい場合には、ご一報いただければ案内説明いたします」「その他、関係その地域に住まわれる皆様から疑念質問等がございましたら、お寄せください」ということで、地元に対して真摯に話をして、地元住民の不安等を受け止めてやっていくということで聞いております。実際にそれを実行するかどうかはよく見ていきたいと思っております。それが実行できないのであれば、監視をして、また法的に違反しているということであれば、厳しい姿勢で臨んでいきたいと考えております。

荒井委員 それは廃棄物対策課との事前協議の内容になっているということですか。

鈴木臨時幹事 事前協議の内容と言うよりも、指導した内容です。

高橋幹事 出来てしまった後に手が打てないのではないかという心配が一番大きかったように思うのですが、これには大きい2つの法律がかかっていまして、騒音規制法と廃棄物処理法がありまして、私どもの方は騒音規制法を所管しております。ここの施設は市街化調整区域ですので、栃木県の条例がかかっておりまして、そちらの規制基準で昼間65dBということになっております。先ほどの廃棄物対策課長の説明では、視察に行ったところは塀の外で61dBであったという話がありましたが、それは65dB以内であると、それを超えてしまった場合は、条例の手続きとして改善の勧告が行なえ、また改善の命令が行なえるという騒音規制法でできる法令の権限があります。先ほど廃棄物対策課長が

言いました通り廃棄物処理法では、その施設そのものの許可について、一番厳しい場合は許可の取り消し処分まで持っていくます。

永井会長 65dBというのは、どこの地点での値ですか。

高橋幹事 敷地の境界になります。

永井会長 もう一つ聞きたいのは、この業者の方の印象はどうか。行政との対応で、要は今まで変なことをやっていないで、かなり真摯に先ほど言った方向でやる業者なのかというところはどうか。

鈴木臨時幹事 私どもの方で「胸を張って事業をやっていくように住民の立場にたって、配慮してやっていった方がいいのでは」と話したのですが、「やはりその通りであり、そのようにしたい」という話もしておりますので、額面通り受け取るわけではないですが、言っていることには取り組んでいくのではないかとは思っております。「基準をクリアしているからいいというわけではないだろう。毎日聞かされる人の立場になれば、そういうものではないだろう」という話をしまして、「それらはわかっている」とよく騒音対策には対応していきたいということをおっしゃっております。

永井会長 先ほどの大貫委員、工藤委員からお話があったこれからのまちづくりの中で環境とか景観をどうしようかと言う議論はこれから続けてずっとやっていかなければならない問題で、特に環境問題については、今物事が変わってきている時だから、是非議会の方でも議論していただきたいし、我々もいろいろな所で議論していかなければいけない。ここが何でもできる場所ではないですが、ここに来た時には、積極的な意見は挙げるようにしていった方がいいと思います。それは今後とも議論することにして、今回のものはいかがでしょうか。

大貫委員 2つだけ。1つは、今度の許可申請にあたって、これまで業者側との話し合いの中で、その話の中で「これは規則でこうですから大丈夫ですよ、許可になりますよ」というような発言があったかどうか。もう1つは、美観の問題です。例えば一年中緑がある常緑樹を植えるとか、綺麗にして逆にそこがこの近くの住民の朝の散歩コースになるような美観といった配慮を都市計画上してもらえないと気持ちよく承認できないでしょう。

横塚臨時幹事

今大貫委員からご指摘がありましたがお手元の資料4ページに施設計画図があります。これは当初の図面として、外周にネットフェンスがありまして、これを止め、2mの緩衝帯を外周に設け、ここに常緑樹を植えます。更にその内側に高さ4mの防音板を載せるように計画しております。その色は景観に配慮した色でと考えております。

鈴木臨時幹事

「法律に沿っているから大丈夫だ」とは言っておりません。

遠藤委員

私の認識では、宮環の周りと言うのは、市街化区域においては、準住居地域指定になっていると思います。今回は市街化調整区域なので、指定にはなっていませんが、この宮環の周りと言うのは、将来を考えた場合には今の市街化区域の指定と同じような開発の可能性があるような有効地という位置付けも考えておかなければならないのではないかと。その場合に、準住居地域にこういう施設があると言うことは好ましくないのではないかと。そういう点から、この施設を宮環の周りに認めると言うのは将来のまちづくりを考えると疑問を投げかけざるを得ないと思っています。

永井会長

都市計画からいくと、環状道路について東側の国道部分は、調整区域です。西については、市街化区域になっています。環状道路をどう考えるかで、大きく2つあり、環状道路の周りは通過交通を捌く場所だから使わないという区間と環状道路を造っていく時に区画整理でやりまして、新市街地を創っていく中の道路という位置付けの区間と2つに分かれています。そこで色々な場所があるわけですが、北・南・東・西と大きく分けたときに環状道路と周辺の問題をどうするかという議論をしなければいけなく、全部同じではないと思いますので、環状道路については、その議論をやらなければいけません。そうすると先ほどの北側周辺や西東の問題の時にどういう役割分担を持つのかということを経験した上でないと、環状道路だからという一概の議論だけでは済まされないのではないかと気がします。マスタープランの時も何回か議論しましたが、色々な現実的問題も踏まえた上で、もう一度マスタープランを見てみるという機会があってもいいと思います。例えば今日みたいな問題や土地利用の問題があり、最近市街化調整区域の緩和の問題も出てきています。これらを含めてもう一度マスタープランを勉強しながらそれについて議論していくことを取り入れていながら、やっていただければと思います。

阿久津委員	今開発の話も出ていますが、50戸連たんさえあれば、増える可能性はあります。同時にこの区域には姿川中央小学校があり、この9mの道路を通学路としていると思います。この道路に大型が入って来ますが、歩道がないので、もし許可をするならば、人を守るという意味からすると、歩道ぐらい付けてあげなくてはいけないのではという感じがします。
永井会長	1日何台入ってくるのですか。
横塚臨時幹事	1日24台です。
永井会長	実際問題として、時間帯はいつ頃入ってくるのですか。
建築指導課	午前8時から午後5時までを予定しています。
阿久津委員	ここに工場があり、工場の社員達も通るとしますので、この辺をもう少し考えて人にやさしく道路を造ることが必要ではないかと思います。
鈴木臨時幹事	ここは通学路にはなっておりません。
荒井委員	外環状線の東側に市街化区域がありますけれども、市街化区域に住んでいる方たちはどこの学校へ通っているのですか。外環状線を横切って、西側の姿川中央小学校に行くことはあるのですか。
横塚臨時幹事	市街化区域の方で、外環状線を横断してこちらにくる生徒はいません。
遠藤委員	やはり行政として、地域住民がこういう施設が出来た場合に、何が問題になるかと言うのを把握しておかないとまずいのではないのでしょうか。それを開発業者に解決する方法できちんとやってもらうというのが市民サービスで求められるところではないのでしょうか。
永井会長	宇都宮市道で歩道の設置基準は何かありますか。
五月女幹事	通常新設道路でしたら、道路構造令で今は3m以上という基準があります。

ただこのような臨機応变的に造る場合でしたら、2 mでも 2.5mでも確保できる範囲の中で歩道を設置していくというのが現時点での考え方です。

永井会長           ただ相手方に言う場合も、何のデータも無しにやれと言うのは無理な話です。むしろやるとなれば、ここは通学路で交通量がこういう位置付けの道路であるとかかなり詰めてからでないかと相手にはなかなか言えないし、ここの委員会の中でも、皆さんから必要ではないかと出ていますが、それを正当化できるかどうかについては、系統的に量を出してみないとわからないと思います。

阿久津委員           これを役所で許可するとなれば、人の安全性を考えていかなければいけない。それなりの備えをして、相手に義務を負わせるということで行かなければいけないのではと考えます。

永井会長           役所の方としてはどうですか。今の意見は、ある意味では責任もありますよね。行政としては管理していますから、そこで問題が起きるとするならば、許可不許可という議論になると思います。

木村幹事           通学路、またそれぞれの学区について今正確に答えられないのは申し訳ありませんが、その実態の学区と通学路を掴みまして、それによって道路整備でいくべきボリュームがあるのか、先ほどこの工場を稼動することによって、稼動の時間帯の中で子供の通学時間を避けられるのか、というのはいずれにしても安全についてきちっとできるようにしていきたいと思います。

永井会長           それは行政が責任をもってやっていただくということで、よろしいでしょうか。

木村幹事           はい。

永井会長           ということで、如何でしょうか。景観については、確かに良くないかもしれないが、景観はここだけ言い始めてもどうにもならないという気がします。これもマスタープランの中の議論と含めて宇都宮市の景観をどうするのか。宇都宮では景観マスタープラン等はあるのですか。

野澤幹事           はい、あります。

大貫委員           これは重要な認可ですから、その中で都市計画というものも含めて、やっていけないといけません。

永井会長           それはこの建物一つで完結するものではなくて、街の景観をどうするのかという基本方針を出しておかないと相手の人に一つだけ言ったからといってそれに従いますというわけにはいかないわけです。だからある程度のエリアや路線なり、何か一つの方針があり、それにしたがってやりなさいという議論をせざるを得ないのではないかという気がします。

大貫委員           議論は確かにその通りですが、この外環状線は宇都宮市が全国に誇る道路です。街を一周してしまうというものは他にはない道路です。誇れる道路でそこを通った人が「ここは刑務所？」と言われるようなものをあそこに建てておくということはよくないと思っています。都市計画関係の美観というもので塀のところを配慮していただきたいと思います。

野澤幹事           基本的な方針の部分を述べている景観の基本計画と具体的に指導できるようなガイドラインがありますので、その中で景観的な面についても指導していきたいと考えています。

大貫委員           先ほど木を植えるという話をしていましたね。

野澤幹事           2 mの緩衝帯の部分に植栽する計画になっております。

遠藤委員           先ほどお話がありましたが、近隣の住民の方へ進出する企業が説明をしたことに対して、市の方でどう把握しているのかというその辺をきちっと把握しておかないと後々住民から苦情や被害が出ました。ということでは、問題になってくるのではないかと思います。その辺を執行部として行政としてどう考えているのか。先ほどの騒音の問題でも65 dB以下であれば、指導は出来ないわけですね。ところが実際住民が「頭が痛い」とか、極端なことを言えば「大型トラックのディーゼルの音で低周波音の影響があって止めてもらいたい」という話になることもある。その辺のところをどこまで行政が検討して対策を講じるのか、非常に心配なところがある気がします。法的に決まっている基準は、それを守れとは言えます。ところが現実問題として、住民が受ける被害等の苦

ギャップ、規制値とのギャップが必ず出ますのでその時にどうするのか、今までの行政では法的規制がないから言えませんが、必ずそこに行き着くと思います。

鈴木臨時幹事

許可前に近隣と話をする時の話し方や許可後に情報収集するとか、その情報の収集の仕方もあるかもしれないと思いますが、何らかの形で住民の声を聞いて情報収集することを市の方で考えていきたいと思っています。どのようにやるかは難しい問題もあるかと思いますが、住民の声を聞いて情報を収集することは大事なことだと考えていますのでそのようにしていきたいです。

永井会長

例えば、行政が入らないのであれば、「地元説明会を必ずやること」等を付けていくのも一つの手かもしれないです。それはお任せするという事で、必ず何らかの方法で住民の実態を把握できるような調査を入れていただくという事を条件にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。なければこれで承認ということで先に進めさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

永井会長

それでは議案第4号「宇都宮都市計画区域内に設置する卸売市場等の用途に供する特殊建築物の敷地の位置について」につきましては、十分に各課で調整させていただくということで、「都市計画上支障なし」ということで答申させていただきたいと思います。

永井会長

前回、「テクノポリスセンター地区地区計画の決定」の答申にあたり、審議の中で付帯意見を設けるとのことで、内容の調整をご一任いただきました。テクノポリスセンター地区の話の時にも、もう少し大きく考えてテクノポリスセンターをどう考えていくのかということは、まちづくりの中で重要なポイントになってくるのではないかとということで、付帯条件として書くということでしたが、個別の都市計画である地区計画の決定についてはそぐわないので、付帯意見を設けずに原案どおり答申することとしたいと思います。それについて後の対応を是非都市計画課の事務方の方で今日の話を含め、社会情勢が色々変わってきており、プロジェクトも社会情勢につれて変わってきていますので、都市計画審議会、あるいは都市計画マスタープランとの関連ということを議論する仕掛けを是非作っていただければと思います。一つ一つの案件はどうしても細

かく、個別になってしまいますので、その処理に没頭するのは、必ずしも都市計画審議会ではないと思います。むしろ都市計画審議会は、本来広範な政策の方向性を常に議論していただいで、個別の処理は、行政の方がうまい話ですので、ウェイトをそちらへシフトして色々議論出来る場にしていただければというのが希望です。

委員の皆様、他に何かありますでしょうか。

それでは、これもちまして第13回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。

長時間のご審議ありがとうございました。



# 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会

会 長

永 井 護

審議会議事録署名委員

増 淵 昭 一

審議会議事録署名委員

遠 藤 和 信